

# のびのび訪問介護ミリケア

## 感染症及びまん延防止に関する指針

### 1. 目的

本指針は、訪問介護事業所における感染症の発生及びまん延を未然に防止し、利用者及び職員の安全確保を図ることを目的とする。

### 2. 基本方針

本事業所は、感染症の予防及びまん延防止のため、以下の基本方針に基づき、適切な対応を実施する。

1. 標準予防策（スタンダードプリコーション）の徹底
2. 感染症発生時の迅速な情報共有及び対応の実施
3. 職員に対する研修及び訓練の定期的な実施
4. 必要に応じて行政機関及び医療機関との連携

### 3. 感染症対策委員会

本事業所は、感染症対策に関する検討及び意思決定を行うため、感染症対策委員会を設置する。

#### (1) 構成員

- 管理者
- サービス提供責任者
- 訪問介護員
- その他必要に応じて選任される職員

#### (2) 開催

- 年2回以上開催
- 感染症発生時は臨時開催

#### (3) 協議事項

- 感染症予防対策に関する事項
- 感染症発生時の対応に関する事項
- 職員研修内容の検討に関する事項
- マニュアルの見直しに関する事項

### 4. 職員研修

感染症対策に関する研修を、職員に対して実施する。

#### (1) 実施回数

年2回以上

#### (2) 研修内容

- 標準予防策
- 手指衛生
- 個人防護具（PPE）の使用方法
- 感染症発生時の対応方法
- ノロウイルス、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症に関する情報

### 5. 感染症予防のための基本対策

#### (1) 手指衛生

- 手洗い又はアルコール消毒の徹底

## (2) 健康管理

- 出勤前の体調確認の実施
- 発熱等の感染症の疑いのある症状がある場合は出勤停止

## (3) 個人防護具 (PPE)

必要に応じて以下の個人防護具を使用する。

- マスク
- 手袋
- エプロン
- フェイスシールド

## (4) 訪問時の感染対策

- 利用者宅入室前後の手指消毒の実施
- 必要に応じてマスクの着用

- 訪問に使用する器具の消毒の実施

## 6. 感染症発生時の対応

感染症が疑われる場合は、以下の対応を行う。

1. 速やかに管理者へ報告する。
2. 必要に応じて医療機関へ連絡する。
3. 感染者との接触状況を把握する。
4. 必要に応じてサービス内容の調整を行う。
5. 行政機関へ報告する（必要時）。

## 7. 行政機関との連携

感染症が発生した場合は、必要に応じて以下の行政機関及び医療機関と連携する。

- 春日井市
- 保健所
- 医療機関
- 居宅介護支援事業所

## 8. 記録

感染症に関する以下の記録を保存する。

- 感染症発生状況に関する記録
- 職員研修に関する記録
- 感染症対策委員会議事録

保存期間は5年間とする。

## 9. 指針の見直し

本指針は、必要に応じて見直しを行う。

## 附則

本指針は令和8年3月10日より施行する。